

## 「児童虐待の現状と課題」

生田 純子

### はじめに

筆者は東海女子大学研究紀要第8号に、「愛情剥奪症候群の家族的・社会的背景」として、虐待されて育った子供たちの問題を治療の立場から考察した。

周囲から見れば、なんの問題もないように思われる家庭の中で、子供の虐待が行われているという現実と、愛情を剥奪されて育った子供たちの問題が、治療の面ではいかに困難かという点について述べた。

そもそも児童虐待はいかなる文化、いかなる社会にも、またいかなる時代にも存在していた。歴史的にみて、児童虐待を適確に定義付けるのは難しい。何故ならば、ある時代、ある制度のもとでは、現代の我々が児童の人権無視や児童虐待と判断する行為が全く正当なものとして容認され、ときには奨励さえされていたのである。

このように社会が子供の人権を認めず、行っている虐待行為を社会病理としての児童虐待と名付け、これに対して社会が子供の権利を認めるようになってからも、親個人の精神的問題によって、あるいは家族の病理によって行っている児童虐待を、精神病理・家族病理としての児童虐待と名付けている。

このように児童虐待は、最初は医学の進歩によって子供のX線撮影が可能になったころより医師の立場から報告されるようになったものである。その後、親の保護の怠慢ないし拒否といった観点で、福祉関係の諸機関に報告されるようになったものである。従ってそれぞれの立場の違いから、児童虐待の発見や、被虐待児の保護という面が強調されることが多く、子供の治療という面では、報告も余りなく、関心はやや乏しいのではないかと案じられている。もっとも、最初、フロイトが様々な精神障害や人格発達に、

その人の幼児期の在り方が決定的な影響を及ぼしているらしい、と主張して母性剥奪（マターナル・デプリベーション）という用語をもちいるようになったのであるが、その治療の困難さが、特徴であった。そのため、思春期になると、「人を愛することも愛されることも知らず、罪悪感や良心も薄く、衝動に走りやすく、教育や治療ではいかんともし難いような」子供と形容されていたほどである。

治療について関心がない、というよりも3歳が過ぎても、剥奪の状況が改善されなければ、それ以後の子供の情緒の回復は望めないとし、3歳が臨界期であり、母性の剥奪された状況は6ヶ月が回復の限界であるとした考えが一般的である。従って、教育の場でこうした子供が問題となるときは、すでに改善の余地はあまり残されていないということになる。

事実、中学校などで校内暴力が盛んで、その対応に追われていた教師たちは、「何度も何度も裏切られた生徒と対面していると、彼等には人の気持ちが変わらないという重大な欠点があった」という。そして、その生徒の親も共感性に欠けた人格の持主で、時には子供の問題に無関心であり、また責任を回避して、全てを学校のせいにしてしまうなど、明らかにその生徒の生育歴に問題があると感じていた。

本大学の紀要第8号に紹介した4事例は、愛情剥奪症候群の問題としては治療に意欲を示し、子供に対する治療も可能であった。また、親の社会的な地位も低くなく、経済的にもさして問題のない特異な事例であったといえる。しかし本号では、子供の立場、特に治療の立場からではなく、児童虐待の問題をその親や、親の社会的な背景や、親自身の親としての能力などから、考察してみたい。

この問題は主として、医師や児童福祉の担当者からの報告が多いので、調査報告のデータをもとに時代による変化をとらえたり、入手したアメリカの研究者のレポートを紹介することにした。

## 1 児童虐待の現状についての報告

### 1) 日本の現状－児童相談所の報告

児童虐待の現状については、様々な角度からの報告があるが、権威をもった機関が事例を調査し、登録するような体制になっていればともかく、調査を行っても対象の施設の協力の程度（日本でも外国でも普通40～60%）によって数は変化するようである。

児童虐待の範囲をどの程度にするのか、保護の怠慢ないし拒否を含めるのか、もし含めるとすれば、貧困で病気や文盲の多い発展途上国の場合、どの程度のものまで入れるのか、さらに、ふだんは虐待はしていなかったのに、ただ一回の折檻が行過ぎて死んでしまったような事例をどうするか、などで数字は変動する。つぎの表は国際児童福祉連合の定義であり、日本でも厚生省児童家庭局が認めているものである。

〈表 1〉児童虐待の定義

親、または親に代わる保護者により、非偶発的に（単なる事故ではない、故意を含む）児童に加えられた、次の行為を言う

- (1) 身体的虐待……外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行（外傷としては打撲傷、あざ〈内出血〉、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、毒物を飲ませる、食事を与えない、戸外にしめだす、一室に拘禁するなど。
- (2) 保護の怠慢ないし拒否……遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校に登校させないなど）。

- (3) 性的暴行……親による近親相姦、または親に代わる保護者による性的暴行。
- (4) 心理的虐待……以上の(1)、(2)、(3)、を含まない、その他の極端な心理的外傷をあたえたと思われる行為（心理的外傷とは、児童の不安、怯え、うつ状態、凍り付くような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をたす精神症状が現れているものに限る）。

（児童虐待調査研究会）

日本における児童虐待の歴史は古くて新しい問題である。明治時代以前には、貧困等を背景とする人身売買やいわゆる間引き等の児童虐待があり、昭和の時代に入っても、児童の労働や人身売買、子殺し等が行われていた。昭和8年には「児童虐待防止法」が施行されている。この法律は、第2次世界大戦後「児童福祉法」等にその精神が引継がれている。

### (1) 先行調査

わが国最初の全国調査は、コインロッカーに乳児の死体が放置される事件の頻発したところを契機に、昭和48年4月から1年間、厚生省児童家庭局が全国の児童相談所（153ヵ所）を通じて行った、3歳以下の子供の虐待・遺棄・殺害事件についてのものである。

〈表2〉昭和48年度

児童虐待の件数と加害者の続柄

	総数	実父	実母	継父母	その他	不明	
虐待	26	6	16	2	2	0	
遺棄	139	26	74	0	2	37	
殺害	殺害遺棄	137	7	51	0	0	79
	殺害心中	54	9	40	1	4	0
	67	12	53	0	2	0	
合計	*423	60	234	3	10	116	

\* 総数が423名となっているのは、総件数401の中に実父、実母がともに加害者となっている事例があるためである。

（厚生省「児童の虐待・遺棄・殺害事件調査報告」より）

また、昭和58年度に日本児童問題調査会が児童虐待調査研究会（代表者・田村健二東洋大学教授）に委託して、全国の児童相談所（164ヵ所）を対象として実施した調査による結果は次のようであった。

〈表3〉 昭和58年度 児童虐待の件数

身体的暴行	223件
保護の怠慢・拒否（遺棄を含む）	111
性的暴行	46
心理的虐待	34
その他	2
	416件

この調査は質問票がきめ細かく、虐待件数の把握よりもその質、処遇に迫るものとして貴重な意義をもつ調査である。

また、次年度、全国児童相談所長会が1ヵ月の養護相談について全国の児童相談所に対して実施した調査によると、養護児童相談ケース数は1581件であり、相談理由のうち虐待67(4.2%)、棄児30(1.9%)、計97件が報告されており、これを年間にすると約1200件弱と予想している。これらの数と416件との差は、児童虐待調査研究会の定義が「保護者による家族内虐待」としてより厳密な定義枠に絞られたためとも考えられるし、それぞれの地域の回収率の差とも考えられよう。

児童虐待に関する調査・研究・統計資料には、厚生省児童家庭局が5年ごとに養護施設入所児童等に対して実施している養護児童等実態調査、児童相談所の養護相談に関する各年度全国統計等、それぞれ児童虐待の実数把握、発生予防、発生メカニズムの解明、発見・通告システムづ

くり、処遇システムの検討等に貴重な資料となっている。

(2) 最新の調査の結果

昭和63年に、全国児童相談所長会が公表した「被虐待児調査」は、同会が実施した「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」の一環として行われたものである。

全国の児童相談所（167ヵ所）において、63年度4月から9月までの半年間に新規に受理したケースで表1に示す虐待が認められたものについて、調査票に記入してもらい、その結果を集計、分析したものが次の表4である。

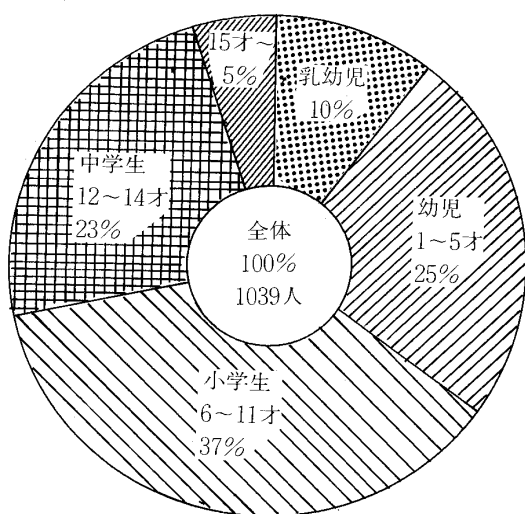
〈表4〉 昭和63年4～9月 児童虐待の件数

身体的暴行	275件 (26%)
棄児・置去り	229 (22%)
保護の怠慢	391 (38%)
性的暴行	484 (5%)
心理的虐待	68 (7%)
登校禁止	282 (3%)
	1039件

年間に推計すると2078件、児童人口比で見ると、10万人対6.6人となっている。大都市部（東京都および政令指定都市）とその他を比較すると、大都市部9.8人、その他5.9人となり、大都市部に多い結果となっている。これまでの同種の調査に比べて件数が増えているが、同会では、「虐待の定義、調査主体の相違があり、虐待が増加したとは結論づけられない」としている。

表4から身体的暴行等の積極的虐待より、消極的とも言える保護の怠慢や拒否が多くなっている。全体では男児がやや多いが性的暴行では女児、身体的暴行では男児が多くなっている。

次に児童虐待の年齢別の図を示す。



〈図1〉虐待児童の年齢

児童相談所を対象とした調査は、保健・医療機関を対象とした調査より年齢が高いのが特徴である。また、相談の受け付け経路は、福祉事務所26%、警察19%学校12%であり、関係諸機関からの通告が多いが家族・親戚からの相談も23%となっている。

次に家族の状況についてであるが、両親のそろっている家庭は43%、多子家庭が多く、平均きょうだい数2.9人となっている。虐待期間は1年を超える例が性的暴行、心理的虐待に特に多い。主たる虐待者で最も多いのは実母で約半数であり、次に実父31%となっている。また虐待者の約6割が何らかの精神的問題（精神病、神経症、アルコール依存、知的にやや低い、ないしそれらの疑い等）を抱えている。虐待者がその親から虐待を過去に受けたと思われる例は約4割で、虐待の再現率は極めて高いと報告されている。

被虐待児の状況はどうであるかといえば、未熟児出生の割合が14%と高く、医療機関を対象とした調査では、42%とさらに高い数値が出ている。また、身体発育に影響を受けている児童は30%、精神の発達に影響を受けている児童は35%みられ、不安等の精神症状や反社会的行動・非社会的行動も6割強の児童にみられてお

り、特に心理的虐待を受けた児童に多い。

### (3) 養護施設児の調査—国際児童年1979年—

国際児童年を機に全国社会福祉協議会の養護施設協議会が528カ所の養護施設収容児を対象に行った子供の人権侵害の調査がある404カ所の施設が協力し、児童数22,583人についての回答を得たものである。次の表は人権侵害を受けた児童についてのものである。

〈表5〉施設在籍児の人権侵害ケースについて

問題項目	対象児童数
A. 父または母の直接的暴力、暴行により家庭崩壊したケース	397
B. 父または母の暴力、暴行等に起因して離別、家出等により家庭崩壊したケース	1,204
C. 父または母の放任、過干渉等過度な状況により虐待されたケース	872
D. 父または母の精神障害、薬害等により虐待されたケース	462
E. 父または母の性的行為、暴行により児童が被害者となったケース	56
F. 養父母、継父母等による性的行為、暴行により児童が被害者となったケース	41
G. 同居、同棲者等の第三者による性的行為、暴行等により児童が被害者となったケース	57
H. その他児童の人権が侵害されていると思われるケース	4,371
合計	7,460人

(全国社会福祉協議会編「親権と子どもの人権」より)

人権侵害を受けた児童は約33%にも及び、父母の暴力がらみの事例は3,000人以上に達している。性的暴行は合計154人、精神障害や薬物中毒の父または母による虐待が462人も存在していた。また、同年に小児科医小林登が全国のベッド数200以上で、小児科のある病院、計1006施設に調査表をおくった。639施設(63.5%)から回答があり、このうち90施設が被虐待児を経験していて、その数は129人(入院110、外来18、不明1)だった。この90施設に第二次調査を行ったところ、47施設(52.2%)から58人について回答が得られたという。また、「置去

り赤ちゃん」(捨て子)は51人であった。

**(4) 処遇について**

処遇については、先に紹介した昭和63年度の児童相談所長会の資料によって見てみよう。

児童福祉施設入所・里親委託が62%で最も多く、面接指導(助言指導、継続指導)15%、児童福祉司指導7%等となっている。施設入所に際しては保護者の納得が得られず、児童福祉法第28条により施設入所承認の家事審判請求を家庭裁判所に行ったものも10件見られている。

施設入所した児童629人の入所後の経過(平成元年1月までのもの)をまとめたものがつぎの表6である。

**〈表6〉施設入所後の経過**

	計(%)
児童・家庭とも安定、家庭引き取りとなる	22 ( 3.5)
児童・家庭とも安定、なお入所中	171 ( 27.2)
引き取り強要あるも入所中	36 ( 5.7)
強引に引き取る	20 ( 3.2)
入所中、面会なく全く無関心	158 ( 25.1)
引き取り拒否	13 ( 2.1)
保護者行方不明	108 ( 17.2)
その他	96 ( 15.3)
不明	5 ( 0.8)
計	629 (100.0)

入所後、児童・家庭とも安定した例は約3割あるが、入所後、保護者の無関心、行方不明も4割にのぼっているという。なお、虐待者への援助により状況が改善されたのは4割で、児童についてはその後持っていた問題が解決、安定した例は全体の5割強である。心理的虐待を受けた児童の安定率(26%)が他に比較して低いことが目立っている。これらの事実は児童虐待に対する援助の困難さを物語っていると思われる。

**2) 虐待する家庭の特徴**

—池田由子の「児童虐待」報告から—

**(1) 虐待される子供たちの家庭の特徴**

〈親による身体的暴行、身体的虐待の場合〉

- \* 欠損家庭………貧困、地域からの孤立、父親の酒乱、乳幼児期の施設入所によって親子関係の断絶、母親の不在
- \* 家庭内のストレス状況……父親の転職、障害を持つきょうだいの存在、母親の病気、両親の不和

〈性的虐待の起こりやすい家庭〉

- \* 家庭内で近親相姦が起こるときは、両親の年齢が意味を持つ。父親の方は「初老期」に達しており、うら若い少女との交渉により自分の男性としての若さ、たくましさを確かめたいと望んでおり、一方「更年期」の母親の方は長年生活を共にした父親にすでに失望しきっており、抑うつ的で心身の故障が出ているか、仕事や社交など家庭の外に不満のはけ口を求めている。父母の心は離れてお互いに欲求不満になっている。父親の対象となる娘は、思春期前後の年齢で、子供らしい無邪気さと女性としての危険な魅力を合せ持ち、「性」への好奇心を抱いている。こういう三者の関係で、父母それぞれに役割の混乱があり、父親に性衝動をコントロールすることを難しくする条件のもとで(ほとんど全ての事例でアルコールの影響下で)近親相姦がおこる。

- \* いわゆる多問題家族(multiproblem family)である。

核家族、地方出身者が多く、住所の移動が激しく、新興住宅地や大都会に住み、家庭に問題が起きてもそれを相談したり、助けを求めたりする親類や知人もない。近隣からも孤立しており、経済的にも不安定である。父親には大酒飲みや性格の偏りがある。母親の死や生別により、母親不在の崩壊家庭が多い。

〈保護の怠慢・拒否をする親達〉

- \* 産みっぱなしの親……意思が弱く、知的に

もあまり高くなく、成り行きまかせの両親が次々と子供を産み、その結果、子供の福祉や健康の面で様々な問題を起こす。

\* 子どものことを考える余裕がない親……保護の怠慢や拒否をするのは、圧倒的に母親ことに実母が多い。その理由としては、「子どものことを考える余裕がない」「子どもが気に入らない」「親の不満のはけ口として」というものが多い。

＜虐待は再発するという事＞

アメリカのヘルパーは再発率25～50%としているが、池田の経験でも1979年の全国調査でも4回以上の虐待が5割を越えている。

＜表7＞ 同じ加害者が被虐待児にあたえた虐待回数

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	全体
今回が初発	20.7	32.0	21.2	15.7	23.2
2回目	8.7	7.6	6.4	10.5	8.3
3回目	3.6	3.0	6.4	5.2	3.8
4回目以上	55.4	32.8	55.3	47.3	48.6
その他	5.1	13.7	2.1	15.7	8.1
不明	6.3	10.7	8.5	5.2	7.7

(児童虐待調査研究会による)

## (2) 虐待する親たちの特徴

\* 新聞報道から見た親……被害者意識を持ち判断力がない

池田は7年間にわたって読売新聞の児童虐待の記事(13件)をスクラップし、分析した結果次のように述べている。

虐待するのは実母が多く(7件)7件は子どもの年齢が4歳以下であった。また、13件のほとんどは子どもが死亡している。記事として出ている親の最初の陳述は、「カッとして」「腹が立って」折檻したら死んでしまったのである。

母親の理由としては、「叱ったところわざと目をそらした」「1歳すぎから反抗的になって母親をバカにした」「わざと寝小便をして困らせた」「叱っても叱っても粗相した」となっている。

父親の理由は「いつまでも泣き止まず、なだめるとますます泣いたのでカッとして」というのがもっとも多い。そしてそのとき母親が不在である。

このような状況では、乳児や幼児が体も心も十分に発達していない無力な子どもという存在でなく、大人の父や母と対等の、悪意ある人間として、親をわざと困らせたり、挑発したり、親にみじめな思いをさせる「加害者」のように把握されている。親は自分自身を、子どもをいじめる加害者と思っていない。むしろ子どもに困惑させられる被害者と感じているのが特徴である。

そして、親は大人がこれくらい暴力を加えると、その結果どうなるかという判断力を失っている。

\* 臨床家から見た親……ストレスがあつて、体罰賛成

臨床の立場の違いによって自分の見た親の像は異なってくるものである。例えば医療機関の救急外来で扱う重症例は、乳幼児が多く、加害者は実父母で、学歴の高い中流階層の親も含まれる。これに対し、福祉機関で扱う例は、性的虐待も含めて小学生、中学生など、年長児が主となり、継親などの実父母でない親の割合が増えてくる。また福祉機関の例では経済的に貧しく、教育程度も低い、失業者や非熟練労働者の親が大部分を占めている。しかし、様々な階層の親がいるとはいうものの、概括的にみれば洋の東西を問わずやはり、経済的に困窮している階層の割合が高いといえる。

池田は自分の臨床経験から、次のようにまとめている。

- ①子ども時代にその親からやさしく愛され、保護された経験がない。
- ②家庭内にストレス状況がある。
- ③体罰を適切なしつけの手段と信じこんでいる。

幼いころから親に慈しまれたことがなく、ひどい取り扱いを受けていた人は、基本的安定感を十分に形成できない。成長したあ

とも慢性の欲求不満を持ち続け、たえず、他人からの愛情や慰めを一方的に求めている。わが子が幼くとも大人と同じようにみなし、自分を愛し、支持し、欲求を満たすことを要求する。子どもが大人しく静かで、清潔で、親の言いなりになっていればよいが、親の要求する反応をしなないと、たちまち激怒し、暴力を振う。彼等にとっては、殴ったり、いじめたり、暴力を振うやりかたが唯一のコミュニケーションの手段であることが多い。それは自分が親から受けてきたやり方なのである。

その上、家庭がストレス状況にあることが多い。夫婦げんか、生活費の不足、サラ金の借金、一方の親の外泊や家出、時には洗濯機の故障のような些細な家事の狂いまで、未熟な親にとっては、ひどいストレス状況となる。

さらにまずいことには、これらの親たちは自分の親きょうだい、友人とのつきあいが無い。相談相手もおらず、隣近所からも孤立していることが多いので、自分の自由になる子どもに怒りをぶっつけるしかはけ口がない。つまり、このような家庭はいろいろな条件が重なりあっている『多問題家族』であり、その『家族の危機』状況に際して、児童虐待が顕在化するのである。

#### \*精神障害の親

表5の問題項目Dにもあるように、そこでは462人の子どもが、精神障害や、薬物中毒の親により虐待をうけていることが分る。一般に精神病の症状がさかんで病識がなく、判断力が失われたままで家事や育児の責任をとらされている時、精神病院から退院して薬物療法をうけていたのに急に薬をやめた時などに問題が起こりやすい。幻覚や妄想に支配されたり、些細な欲求不満に耐えられず、子どもへの暴力になりやすい。親の病気を治療すればよいのであるが、実際には医療にのせるのにいろいろの困難がある。

## 2 諸外国の実状

諸外国といっても筆者の集め得たごく僅かの文献からのものである。それぞれの国が違った法律で、しかも報告者によってその差も大きいので、いずれも推定の数で正確な統計ではない。

### 1) アメリカ

虐待問題の先進国であるアメリカは被虐待症候群が提唱されてすぐあとの、1963年の調査で、1年間に662人の重症例が発見され、致死率は27%であった。軽症のものを含めると1年間1万を越すと推定されていた。

1972年のド・フランシス(V.De Francis)の報告では、50州で児童虐待は推定2万5,000人としている。その他性的虐待が年間5万~7万5,000遺棄や放置を含めるとさらに10万が加わるとした。ケムペの病院を対象とした調査では対象者の10%が死亡、28%が永久的な脳障害を残した。また再発例も多く、ヘルパー(R.E. Helfer)によると25~50%の高率であった。

1970年マサチューセッツ州(人口約569万)の調査では、虐待が公立児童保護機関167、私立児童保護機関637、警察157、また、保護の怠慢ないし拒否が公立機関591、私立機関で3,210件報告されていた。人口64万のボストン市では400人が生命に危険のある虐待例とされていた。学校当局から報告を得ようとしたが試みは失敗している。

また、質問紙により医師と病院にたいして調査協力を依頼したが、医師821人中281人、病院125カ所のうち41カ所しか回答がなかった。医師は合計224人の虐待、416人の保護の怠慢・拒否を、病院は181人の虐待、393人の保護の怠慢・拒否を報告していた。同じ事例が重複して報告されていることも考えられるが、一応報告を信頼して、報告しない医師や病院も同じくらいの数を扱うと仮定すると、州全体の発生は7,290人くらいであろうといわれている。

1974年児童虐待防止法が制定された後の報告をみると、1976年には1万2,000の報告があり、うち6,500件が児童虐待と確認された。性的虐待は年間約5,000と推定されたが、他の調査で

は、児童虐待2万5,000、性的虐待は20万という膨大な数字が挙げられている。法令が施行されて、報告が義務づけられてから、カリフォルニア州では数字が5倍になったといわれている。

1987年アメリカ連邦議会が、4月を全米児童虐待防止月間とすることを両院合意で決議した理由に、毎年400万人の児童が虐待の被害者となり、そのうち5,000人が虐待の結果、死亡していると説明している。

## 2) ヨーロッパ

池田の調査では、西ドイツでは虐待事例は年間3万人くらい、うち1,000人が死亡するという。約4割が父親、3割が母親の暴行であり、性的虐待は年間1,700件くらいといわれている。1990年9月20日の朝日新聞には、西ドイツの虐待の犠牲者がどのように保護されるか、という記事を、ハンブルグの2施設を訪問して掲載している。「少女の家」は家族から性的虐待や、肉体的・精神的虐待をうけた13~17歳の少女の駆込み寺（下線は筆者）として1983年に設立されたものという。訪問時点では14~16歳の少女8人が傷をいやしながら生活していた。4人は実父や義父、兄からレイプされ逃げてきたもので、あとの4人も家庭においては危険と判断されて相談機関から送りこまれてきたものであるという。他の施設はハンブルグ市内のビルの中にある児童保護センターである。1983年に民間のボランティア機関として市の援助を受けて発足したものである。暴力、性的虐待など様々な問題を抱えた家族のカウンセリングとケースワーカーや幼稚園、学校の教師などの研修もする相談所としてスタートしたものである。1989年1年間で、530件の相談があったという。今年（1990年）は9月ですでに500件に達し、そのうち40%を性的虐待の相談が占めているという。

イギリスでは年間5,000人、他の報告者によれば推定8400人くらいで、うち約60人の致死例があるという。また、13~16歳の少年少女が労働に就いており、うち35%は法律で禁止されている仕事をしており、中学校の欠席率は20%である。

オーストラリアでは「身体的虐待も問題だが、

性的虐待も多く、その被害者だけで病院がいくつも建つほどだ」といったジャーナリストもいたほどで、児童の医療・福祉関係者に報告が義務づけられているせいか、年々増加の傾向にあるという。それぞれの州によって法的手続きがやや異なるようであるが、ニューサウス・ウェールズでは年間3,000例、南オーストラリアでは年間427例が報告されている。その内約4分の1が性的虐待である。親が、虐待の結果入院している子どもを、医師の指示に反して無理やり退院させようとするときは医師が96時間それをとどめさせることができるようになっている。

## 3) アメリカ・イギリスの能力障害児の虐待問題

—「青少年問題」'90.10月号—

海外事情として表題の報告があったので紹介してみよう。

世界リハビリテーション特別研究基金（A World Rehabilitation Fund Fellowship）による2人のアメリカ人研究者が、イギリスで研究した成果の報告の要旨である。

### 〈能力障害と虐待〉

『続けざまに打たれる児童』（battered child）という用語が専門の辞書に初めて登場した1962年以降、児童の虐待防止と処遇の分野はおおいに発展したが、この25年余も、能力障害児の虐待という課題は注目を浴びることはなかった。不利な条件を持つ能力障害児は児童虐待に関するナショナル・センターの1980年の研究要素の1つとなっていなかった。各州の児童虐待のデータバンクに入力されている事例中、不利な条件を持っている者についての情報を集めたのは、1982年では25州にすぎなかった。けれども能力障害と虐待は密接にからみあっている。能力障害児は虐待の危険が非常に大きいと思われる一方、虐待されている児童が情緒混乱、言語障害、精神薄弱、その他身体障害を起こす危険が非常に大きいことも確かである。

この論文では能力障害児の親であるということの異常なストレスについてふれている。



### ＜イギリスの場合＞

イギリスでは特にこの問題に焦点を絞ってはいないが、専門家はいたるところでこの問題に関心を示している。

犯罪で逮捕されて矯正を命じられた精神薄弱の女子青年は、思春期に父親から性的虐待を受けていたことを明らかにした。またボランティアのある機関で児童の虐待を担当する心理療法の報告では、ダウン症候群の児童の中には、性的虐待を受けたとみられる者がいるという。重度の身体障害を持つ児童が養父から性的虐待を受けた事例もある。もし、関係者がそういう事例を探す努力をするならば、性的虐待を受けている障害児の率は相当高いだろうとその専門家は述べている。また、赤ん坊の重度の身体障害と戦いきれなかった母親が、障害のない方の子どもにストレスと怒りをぶっつけていた事例もあった。

身体に虐待を受けた児童を追跡調査したところ、それらの児童の25%に重大な精神神経学上の問題があると報告した、国際児童虐待防止協会会長マーガレット・リンチ博士は、このような事例では、精神神経学的な損傷が虐待に先行していたか、それとも虐待によって、それが起こったか決定できないものがあると述べている。

家族以外の介護者による虐待がみられ、その多くは性的虐待であるという。ダウン症候群の男子少年によれば、寮長がグループ全少年に自宅で性的虐待をしていたという。また、中程度の精神薄弱の少年女子は、治療計画に関係していた3人の男性に強姦されて妊娠した。この男性は治療の専門家と非専門家とそしてボランティアであった。精神薄弱のもう一人の女子青年は、通所センターの非専門家スタッフから性的虐待を受け、重度の事例を扱っている二つの地方自治体では、厳格に審査して適格と認めた里親たちが、世話している障害少年に性的虐待をしたという。能力障害のある青少年の性的虐待にはバス運転手、コック、里親、ソーシャル・サービス・ワーカー、ボランティアなど、あらゆる型の人たちが関わるようである。

親と専門家も例外ではない。精神薄弱の女子

少年を妊娠できないようにすることの是非を巡って、テレビのニュース番組と討論で問題になったのもまだ最近のことであった。これもダウン症の17歳の娘が妊娠しないようにという親の希望で裁判になったことで問題が明るみにでたものである。性的虐待の結果と思われる事件が起こると、この様な心配があるから、場所を提供しているだけのような人の家での、通所治療のような地域サービスがよくない、という人がいる一方、この娘のような精神薄弱者を一人で外へ出さないようにするべきだと主張する人もある。

この心配は一面では児童の性的虐待についての市民の側の自覚の高まりを反映していることは疑いないが、反面、能力障害のある児童と青少年に対する医療の方式の変化、特に施設でのグループケアの減少と関連がある。イギリスでは、児童の面倒を直接みる仕事の多くは、専門家の監督下でボランティアが行っているが、対象者がその地域社会に住んでいる場合、ボランティアの仕事は、どうしても個人的な活動となる。能力障害のある青少年の独立して生活していく能力の向上は目覚ましいものがある。このような変化の結果、能力障害のある児童と青少年がつねに監督されていると考えられていた施設のこれまでのグループ生活の状態よりも、大きな危険を負っているという考え方が広がっている。

能力障害児の世話をする特別な教育者と機関も、別の意味であるが関心を寄せている。また政府も同様に関心を持っている。保健社会保障者は、障害児ボランティア協議会に対し、児童・青少年および家族のために働くボランティアの充足状況と監督について調査し、報告することを求めている。

性的虐待防止のための訓練をする資料が、イギリスの学校で次第に使われるようになっていく。これらの資料は能力障害児のために計画されたものではなかったが、特殊学校の教員たちは資料を生徒たちの特別なニーズに合せている。しかしながら、性的虐待についての情報は、あまりち密なやり方で与えられても、精神薄弱児

には受入れられなかったり、誤解されることもあるようである。そこで、障害児対策ボランティア協議会では、精神薄弱児に適した性的虐待防止についての基本的資料を編集する計画を立てている。

#### ＜アメリカの場合＞

ダウン症の12歳の少女が家庭から姿を消して3日になるという記事が1987年7月3日のニューヨーク市の新聞に出た。彼女はみすぼらしいなりをした人とどこかへ行ってしまったということである。その男の人を信じ切っているように見詰め、手に手をとって歩いて行ったそうである。どんな子どもでも知らない人に誘拐されるが、精神薄弱でない12歳の子供は新聞に書かれているように見知らぬ人を信用してついて行くことはないであろう。この状況はこうした児童虐待を防止する努力の必要性をはっきり示す例であった。能力障害を専門とする開業医から、能力障害と虐待との接点についての関心と呼び起こそうとする兆しがある。ニューヨーク市のレキシントン・センターは、能力障害児の性的虐待防止カリキュラムを作っている。ミネアポリスのPACERセンターにも同様なカリキュラムがある。幼児教育対策としてのヘッドスタートのリリース・アクセス・プロジェクト・ネットワークは、能力障害児の虐待防止をいろいろな観点から扱う一連の訓練の手引きを作成している。この手引きは保育所や学校でも利用できるように作られている。

連邦政府が虐待と能力障害の接点に関心を示している証拠の一つに、児童虐待防止・処遇法(the Child Abuse Prevention and Treatment Act)を改正した1986年の児童裁判・援助法(Children's Justice and Assistance Act of 1986)である。この法律の第二部が、社会的に不利な条件を持つ児童に対する一時的保護の立法計画の確立を定めている。そこでは、家族にかかわるストレスを緩和するために、非医学的なケアを提供する公私の機関を援助する目的で、州に補助金を支出する計画を認めている。児童の家族が経験するストレスと起こりうる児童虐待との結び付きに対し、連邦政府が公式に承認した

最初のものである。

アメリカにはないがイギリスにある制度が保健訪問員制度(healthy visitor system)である。子どもが生まれてから5歳に達するまで、児童の発育と家庭の力学に関して特別な訓練を受けた看護婦が、個々の家庭について無料で援助するというサービスである。そのため重要な問題が見逃されたり、隠されたりすることはない。その意味では、アメリカでは幼児の虐待を早い時期に防止する機会を逃しているといえる。アメリカでは能力障害のある児童と少年の性的虐待についての関心がイギリスと比べるとはっきりしていない。

### 3 治療と予防の問題

#### 1) 治療の困難性

児童を虐待する親への治療と援助は非常に困難である。なぜならば、虐待をした親が自分の問題を自覚するという治療のスタートに立つことができないからである。一部の神経症的な親を除いた多くの親たちは、自分が不適切な取り扱いをしているという認識を欠いている。大方は、その日ぐらしで子供のことに構ってはおれず、子供は邪魔者くらいに思って恥ないのが現実であろう。

治療に携わっていたスタッフのひとは、「要求が多く、感謝の気持ちの少ない人が多く、治療の効果は上がりにくく、空しい感じがする」と述べており、筆者も子供と接触していて、感情の伝わりにくいもどかしさや、つらいと思われる場面でも平然としてやりすごせるなど、それまでの生育歴からそのような態度で自分を守ってきたとは思うものの、効果について空しさを感じていた。

池田は被虐待児の治療に関して、次のように方向づけをしている。〈表8〉

虐待をする家族はさまざまな領域の問題を含んでいるため、治療者側は各専門領域(医療、保健、福祉、教育、保育、司法など)のチーム・ワークで対処しなければならない。そして、まずその親が精神病であるか、神経症であるか、性格の偏り(大酒、薬物中毒、未成熟な性格な

〈表8〉 被虐待児の治療

1. 子どもの保護	医療機関への入院治療 児童相談所での一時保護 (施設、里親なども含む) 家庭での監督指導
2. 子どもの治療	医学的治療・リハビリテーション 精神療法 教育指導 デイケア・センター
3. 親 の 治 療	精神療法 薬物療法 拡大家族センター Parent Anonymous 福祉の援助 緊急電話サービス 親の入院治療

ど)であるか子どもの危険の程度はどのくらいであるかを見きわめる必要がある。

精神障害の場合は、親自身の医療をまっさきに考慮しなければならない。しかし、両親そろって精神障害であったり、本人はもとより配偶者も医療の必要を感じていない場合も多い。

虐待する親の中で最も多いのは、自分も親から虐待とまでいかなくとも、かまわれずに育った、情緒が未発達で、かっとなりやすい親である。

これらの家族は、結婚、経済、就職、住宅、疾病その他の問題を抱えており、しかも解決のための情報も不足で必要な手続きも取っていないことが多い。年金、手当、生活保護、医療扶助、住宅、就学、離婚、入籍、乳幼児健康診断など、福祉的な援助をすることにより、虐待児を取巻く環境が好転することも考えられる。

表8にみられる「拡大家族センター(Extended Family Center)」は、アメリカで注目されている新しい試みであった。この施設は1973年に被虐待児とその親の治療センターとして、カリフォルニア州および市の子算と民間財団の経済的援助により、3年間の研究プロジェクトで実験的に試みられたものである。

裁判所、福祉団体、医学センター、開業医などの委託で、25家族を受け入れられるようになっ

ている。職員は14名で、6人は親、5人は子どもを扱い、3人は事務的仕事をするがその他ボランティアの協力もある。朝9時から夕方6時まで、毎日デイケア・プログラムを実施している。

主な目的は、一日中子どもの世話を追われている親を解放することである。子どものためには、年長児用と年少児用の2種類のプログラムがある。年長児はすでに親の虐待によって行動に問題を生じているためである。親には集団療法的な方法を用いる。親たちはソーシャルワーカーと、親自身のコンサルタントの司会のもとで、家族関係、経済問題、子どもへの愛憎などを話しあう。

子どもの行動や家庭のトラブルでいらいらしている時には、電話による話しあいが活用される。1日24時間、1週7日間、どんな時刻でも、緊急電話サービスは利用できる。週日の昼間だけというような電話サービスは、あまり実際的ではない。虐待は夜とか休日に突発しやすいからである。24時間電話サービスは子どもの生命を守るために不可欠である。

次に「Parents Anonymous」であるが、これは親同士の相互扶助組織である。1970年のアメリカで匿名の親の団体である。家族のプライバシーを守ろうとする私的な互助団体で、新聞で呼掛け、親の子どもへの暴力行為を防止するために活動している。親はわが子を殴りつけようとする自分の行為に気付いたとき、電話で近くの会員に助けを求める。相手は受話器を離さぬように繰返し、話しながら気持ちを沈静させ、その間に家族や他の会員がかけつけて子どもを連れだす。親には何人かの会員が相手になり、徹底的に話しあい、原則的には自分の状態に気付いたら、すぐに子どもから離れ、体に触れないこと、絶対に電話の前から離れないこと、が強調される。もちろん、精神病や神経症の親は専門家に任せる、というものである。また、子どもを互いにあずけあうこともする。普通、自分の子どもは虐待しても、他人の子どもは虐待しないからである。

このような無償の親同士の互助組織には限界があるので、緊急状態の時には、親や子どもが

駆け込める公的施設が必要である。前に紹介したドイツの施設はこれにあたろう。アルコール中毒患者が Alcoholics Anonymous に加われば治療の第一歩といえるように、虐待する親がこのような団体に加われば、解決の第一歩といえるが、加入者はかなり限定されてくると思われる。このような組織が日本にあったとしても、加入する親があるようには思われない。

## 2) 虐待から子どもを守る法律

1970年代のオイルショックなど世界的に社会経済的不安が増大し、家族の崩壊などの現象が生じたことから、離婚法や親子法の法律の改正が行われ、子どもの福祉のために親の権利を制限するようになったのが共通の傾向となっている。

つまり諸外国では、現在では親権というものを絶対視せず、親と子の利害が対立する場合には、子の立場に立って親権の一時停止、または、親権の剥奪を認めるような立法が行われているという。

中川高男によれば、未成年の子の養子縁組に対しては、親の同意が必要だが、アメリカその他でかなり思い切った処置をとるといふ。たとえば、子どもを育てる気力のない未婚の母などが、母親としての責任を果たしていないときは、親権の強制的な剥奪をしたり、親権は剥奪しないけれども、縁組同意権を剥奪するというようなことが行われる。

### (1) アメリカ

児童虐待について先進国であるアメリカでは、1974年に「児童虐待の予防と治療に関する法令 (Child Abuse Prevention and Treatment Act)」を公表した。厚生教育省児童局は1960年代から虐待や遺棄について対策を練り、報告書を集めていたが、この法令の施行により、必要なさまざまな行動がとれるようになった。

まず Child Abuse と Neglect を次のように定義している。「児童虐待 (Child Abuse) および保護の怠慢・拒否 (Neglect) とは、18歳以下の子どもに対し、その子の福祉に責任のある人間が、身体的に傷害や、精神的傷害を加えたり、性的暴行をしたり、保護を怠ったり、残酷な行

為をして、子どもの健康や福祉を脅かし、あるいは損なうことをいう」

この法令では、厚生教育省は児童虐待についてのナショナル・センターを設立し、①この問題に関する研究成果を毎年編集、公刊する。②必要な情報交換の場所をつくる、③このような領域の専門家、あるいは志望者を訓練するための資料を公刊する、④直接的に、あるいは研究費の形で、公的機関や民間施設に予防・治療計画推進のための援助を行う、⑤虐待の原因・予防・治療に関する研究を行う、⑥虐待の全国的な統計調査をする、となっている。

センターはいくつかの場所につくられ、各種専門家のスタッフを持ち、広範囲のサービスを提供できる。たとえば、衛星センターといわれる地方の施設を監督したり、サービスを必要とする個人や団体に助言やコンサルテーションを行ったり、両親の自助計画なども援助する。毎年予算の50%はこのために使われ、5~20%は各州における予防・治療計画の発展に使用される。

このようにアメリカでは被虐待児の保護についての法律も整い、州によっては積極的に関与し、必要があれば親から子どもを取り上げ、州の監護に移すことを認めているという。しかし、現場の専門家によると法律が出て問題がないわけではない。

まず第一に医療関係者は報告を義務づけられているが、必ずしも報告を好まない。少なくとも3回の出廷により時間が取られること、現場を目撃したわけではなく「疑惑」だけで報告することは、通常の医学診断と異なること、それによって警察が介入し、親を訴えることになるのは、患者の秘密厳守や信頼関係を重んずる医師としては慎重にならざるを得ないことなどによる。

また、報告されたあと、刑事裁判所では致死例を扱うが、傷害の程度では子どもが入院すると報告者や医師の責任は終わり、その後その家族への適切な福祉指導がなされるかどうかは不確実である。とくに里親委託の場合、転居をくり返したり、里親として問題のある家庭もとき

には認められるという。

さらに、裁判所の判事の裁定に問題のあることもある。たとえば、『シカゴ・トリビューン』紙のM・ロイコのコラムによると、どこから見ても危険な環境であるのに、実の親のもとに帰す判決をくだす少年裁判所の判事もいるらしい。この判事は秘密厳守を盾に、「なぜ実母のもとに帰すかについて」説明するのを拒否し、コラムニストはこのような判事は駐車違反だけを裁くべきだと批判している。同じような事件は各州にあり、裁判所の命令で、実母や継父のもとに帰された子どもはいずれも殺された。どの親にも虐待の前歴があり、専門家は危険を予測していたのである。

## (2) カナダ

カナダでは州によって異なるが普通は次のような経過をとる。1979年以降、児童福祉法という法律によって児童に関係する専門家は「虐待の疑い」のある事例をすべて児童救助協会に報告しなくてはならない。この協会はもとは民間団体であったが、現在は政府の予算で運営されている。協会のソーシャルワーカーは虐待について専門的訓練をうけており、同じく虐待についての訓練をうけた警察官に連絡して実情を調査する。虐待事例の登録も行われる。そしてその結果が傷害罪で訴えられる場合は刑事裁判所で裁判が行われる。また、家庭から離すべきかどうかは家庭裁判所で判断されるが、48時間以内に裁判所の決定が行われる。一時的に監護権を児童救助協会に託される場合は、2ヵ月後に再び家庭裁判所で判定される。親の治療が全く望みがないと思われるときには、親から親権を取り上げ、代わりに州当局が親権を行使することになる。被虐待児事例の場合、協会のソーシャルワーカーは法律に支えられて虐待を処理する権威を持っている。

もちろん、時には協会の助言や医師の勧告に反して、裁判所の判事が子どもを危険な家庭に帰す判断を下す場合もないではないが、その結果虐待が再発するとか、子どもが死に至ったような場合は判事は大衆の厳しい批判を受けるので、子どもの危険が緊急でさしせまっているか

どうかの決定は慎重にされているという。身体的虐待のみならず、性的虐待も法律によって処罰される。なお、性的虐待はこの1980年代に入り倍増しており、さらに増加の傾向にあるという。ふつう、虐待された子どもは施設で生活することは少なく、多くは里親かグループホームで生活している。里親委託は裁判所によって決められ地域社会福祉当局が監督する。

## (3) イギリス

イギリスでは1975年児童法が制定されたが、これはマリア・コウエルという7歳の少女が実母と継父に殺されるという悲劇を契機としている。第2、第3のマリアを防ぐために緊急にこの法律がつくられた。その結果、児童養護団体は親権を主張できるようになり、親の申し出だけで突然子どもが連れ去られることを防ぐことができるようになった。同時に一定期間子どもを育てた里親も、子どもを育てる権利を実親に対して主張できるようになった。

スコットランドには児童虐待について別の法律があり、多額の予算が計上されている。虐待はこの法律によって処理されるが、報告→調査→事例会議→登録という順になる。

児童の医療や福祉関係者は報告を義務づけられており、その報告により、加害者の親は傷害罪、あるいは性犯罪として刑法で処罰される。しかし、その割合は比較的少なく、福祉の処置をうけることが多い。虐待事例は登録されるから、どこかに親が転居しても追跡することができる。法的に処罰されなくとも事例会議の結果、親は社会福祉関係者の面接を受けなくてはならない。もし面接を受けなければ、法的手段がとられるのでやむを得ず親は治療に協力することになる。虐待は家庭裁判所で取り扱われ、必要な場合には里親への委託や養子縁組という結果になる。

## (4) 日本の場合

我が国で、児童虐待防止のために最初に施行された法律は、1933年（昭和8年）の『児童虐待防止法』である。親または児童の保護者の虐待や放任・無視などと共に、軽業、見せもの、曲芸、物売り、乞食などに14歳以下の児童を使

うことを禁止している。大正から昭和初期にかけての不況、凶作、経済恐慌などから、多くの児童がこれらの業務に従事させられていたことを示す。この禁止行為は現在児童福祉法の34条に含まれている。

#### A ; 児童福祉法について

##### 第25条（要保護児童発見者の通知義務）

保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

誰でも通告の義務を負う。しかし、この場合、報告しなくても何の罰則もない。親の監護が不相当であるかどうかの判断も抽象的、主観的なので、氏名を明らかにしての報告は、逆に名誉き損で訴えられるかもしれない。1973年の調査における「被虐待児」の来所経路を見ると、福祉・警察・医療・教育関係者の報告が多い。

##### 第27条（都道府県知事のとるべき措置）要約

都道府県は、前条の規定による報告のあった児童につき、次の各号の1の措置を採らなければならない。

- 1 児童または保護者に訓戒または誓約書提出
- 2 児童福祉司などの指導
- 3 児童の里親委託、施設入所

などが行なえる。しかし、一方児童福祉法では、子どもを施設に入所させるとき、児童に親権者または後見人がいるとその意に反してこの措置をとることはできない。（第27条4項）

##### 第28条（保護者の児童虐待等の場合の措置）

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合においては、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者または後見人の

意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置をとることができる。

- 1 保護者が親権を行う者または後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ることができる。
- 2 保護者が親権を行う者又は後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ることができる。

しかし、この第28条の年間の取り扱い数は認められたものは少ない。また、親権者の意に反して施設に入所させても、措置後に親権者が反対の意見を表明すれば、第27条4項の解釈上、措置を解除しなければならないという行政解釈がある。

##### 第33条の5（親権喪失宣告の請求）

児童の親権者が、その親権を乱用し、または、著しく不行跡であるときは、民法第834条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者の外、児童相談所もこれを行うことができる。

#### B ; 民法による親権喪失について

##### 第820条

親権を行う者は子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

親権の内容は①子を監護及び教育する権利義務、②子の居所を指定する権利、③必要な範囲で子を懲戒する権利、④子が職業を営むことを許可する権利、⑤子の財産を管理する権利、⑥財産に関する法律行為について子を代表する権利、⑦未成年の子の行うべき親権を代わって行う権利で、①及び③が虐待に関係する。

親権の性格が「親のため」の親権から、「子のための親権」に変わったのであるから親権の喪失に関する規定も当然それに合せて改正すべきであろう。

**第834条 (要約)**

親権の濫用、または親の著しき不行跡の場合、子の親族、または検察官の請求によって家庭裁判所が親権の喪失を宣告することができる。

これは悪い親に対する懲罰という面から規定している。

**4 考 察**

これまでいろいろな方面からの資料などを紹介してきたが、こうした現状を踏まえて、今どういうことが必要なかを考えてみたい。先ず対策として、児童虐待を早期に発見し被害が進まない内に食い止める方法が求められる。次いで、発見された虐待者の治療・指導と被虐待児の救済の手立てである。

**1) 早期発見の手立てについて**

アメリカにはすでに設置されている緊急の電話サービスがあるが、24時間とまではいかないまでも日本でも設置されたのが次の児童虐待防止協会のホットラインである。

児童虐待防止協会(略称 A P C A The Association for the Prevention of Child Abuse)は1990年3月保健・福祉・医療・法律・教育などの専門機関が連携して児童虐待に取り組むために設立された民間の団体である。代表に大阪府立母子保健総合センター総長の藪内百治氏を選出し、当面は「子どもの虐待ホットライン」を軸に活動を開始した。

1990年7月にホットライン開始の4月16日から6月16日までの2ヶ月間の資料が出された。それによると、この間に469件の通話があり、1日平均11件であった。このうち虐待に関する相談は264件で、1件あたりの通話時間は平均20分であり、全相談者の9割が女性であったという。また、その約半数は緊急性のないものであったという報告がある。

まだ発足して間がないので、周知徹底されていないが、アメリカのように24時間体勢で、無休でないと対応が完全ではない。虐待は夜中や休日に関わりやすいと分っているからである。

児童相談所の調査(大阪府下7児童相談所の昭和57~62年)によっても、家庭や近隣から持

ち込まれる虐待相談は著しく少ない。虐待ケースのように身体や生命に差し迫った危険がある場合、早期発見がなによりも大事であることは論をまたない。虐待が引き起こされる背景には、相談の機会そのものを著しく狭めるような環境条件が存在しており、これを克服することが虐待を防止する第一歩である。そのためには通報義務を強化し、立法化するなどの施策について、外国の例を参照する必要がある。

カナダ・アメリカなどでは報告条例によって、善意であれば刑法や民法の免責が完全に行われ、名誉き損や守秘義務違反に問われないように保護されている。なお、カナダのオンタリオ州では1978年以降、報告義務者が報告を怠った場合、1千ドル以下の罰金に付せられることになっている。

**2) 発見後の処遇について**

児童相談所において、虐待ケースが発見されたとき、次の5つの処遇段階がある。

- ①在宅指導
- ②緊急一時保護
- ③保護者の同意による施設入所
- ④児童福祉法28条申立てによる施設入所
- ⑤親権喪失

児童を家庭から分離せずに親子関係の調査や家族指導をはかっていこうとするのは当然である。しかし、そこには様々な要件があり、児童相談所だけの対応で解決していける部分はすくない。多彩な機関の連携が必要である。その点に関しては児童相談所で研究が積み重ねられている。最近この在宅指導の割合が増加してきていることには、少し疑問を感ずる。と言うのは、虐待が発生する家庭環境の裾野が広がっており、それだけ以前ほど劣悪でない環境条件の下でも虐待が発生するようになっているのか、そうでなければ、以前は地域や家庭のもつ自浄機能で解消し、児童相談所で取りあげられることの無かったケースが来談するようになってきているか、いずれかであろうが、さらにもうひとつの可能性として、保護者がますます問題を認めない傾向を強め、親権を盾に施設処遇を拒否する場が増え、やむを得ず在宅処遇をとらざるを得な

いとも考えられる。

②の緊急一時保護について。緊急を要する場合、速やかに一時保護するわけであるが、一時保護は必ずしも保護者の同意がなくてもよいという点ではよいのであるが、後々の保護者とのケースワーク関係を考えれば、同意を得る方が望ましい。ただ、保護者の強い引き取り要求に対し、どのように対処すべきかが困難な課題であろう。通常は何らかの理由をもうけて一定期間の一時保護を確保する努力がなされるのであるが、必ずしもそれに応じる親ばかりではないのが問題である。制度的に確立する必要がある。

加えて、一時保護が長期化する場合、学習保障に対する手だてなど、緊急一時保護制度の中での限界を踏まえた上で、次の打つ手を早急に準備しておくことが重要になる。

大阪市では長期化の弊害を避けるために、施設へ一時保護委託することによって対処することも多いようであるが、費用の点で施設側に負担をかけることになるので、その点での行政側の対応が望まれる。

④の児童福祉法28条申立てによる施設入所について。同意による施設入所が困難と判断され、かつ保護者による児童の監護が不適切と判断されれば、家庭裁判所の審判に基づく児童施設入所が、次の段階である。しかしその段階まで、保護者との友好的関係性を最大の目標としたケースワーク的接近から、一転して強権による保護者との対立関係に立つ処遇という、逆方向の接近が選択されるわけである。保護者との関係性に意を払えば払うほど、この転換期における保護者の敵意はかえって増大する危険性をはらんでいる。

しかし、法28条の申立てを実行してみると、児童相談所とは違う権威ある機関への気後れからか、案外スムーズに施設入所に同意したり、調査官の指導によって硬直化した親の態度が変化したりすることも多いというメリットもある。審判によって施設入所の承認を得る場合、通常、審判が確定するのに2～3ヵ月かかることが多い。その間児童の保護をどこでどう確保するか

は前述したところである。

その審判の効果も保護者にどれ程の効力をもつのかはなほ疑問である。法28条の場合は単なる施設入所の承認でしかないので、極端な場合、施設入所後保護者が即刻強引に引き取ってしまう、元の本阿弥という結果に終わってしまう。保護者に養育・監護させることが不相当として、法28条申立てが承認された以上、保護者の引き取り強要に対する具体的防止の手だてが法的にもあるいは処遇の上でも必要であることは言うまでもない。

⑤の親権喪失についてである。この法の適応例は少ない。過去に立川児童相談所の例がある。このときは父親の強引な引き取りに対処するため、法28条、法33条（親権の喪失）、父親の職務執行停止および代行者選任、の3申立てを同時に行っている。

問題点として、戸籍への記載のことがある。しかし、状況の改善があれば、親権の回復が可能であることを考えれば、もうすこし親権の喪失について優先すべきケースも多いのではないか。

親権喪失後の後見人の選任については、現行制度では問題がある。私人としての後見人制度は、その人が戸籍記載されることによって、保護者から私的攻撃を受ける可能性がある。また、公職者の場合は転勤によって後見人の責務を果たすことができなくなる。従って、親権喪失にまつわる後見人選任は公人としての資格を制度的に認める道を開くことが法的課題であろう。

親権喪失の場合は、親子関係の修復は困難であるため、今後の児童の施設適応あるいは社会適応の充実を考えれば、サポート態勢づくりが是非とも必要な配慮である。

### 3) 虐待を防ぐために

第二次世界大戦後の急速な社会の変化の中で、とくに核家族化、働く女性の激増、離婚率の上昇、とくに結婚後10年以上の子どもを持つ夫婦の離婚も増加してきた。この結果の母子家庭、父子家庭の増加はそれぞれの家庭の相互扶助、養育機能の低下を招きつつある。もちろん、国や地方自治体の社会保障制度は進んだが、それ



だけではとうてい肩代わりしきれない現実がある。

一方、急速な激しい社会の変化はそれについてゆけない一群の弱者をつくり出した。高度成長の波に乗れなかった人々は、一億中流意識の中で一層欲求不満や怨恨を感じるようになった。

しかし、同じような社会や家族の変化にさらされても、すべての人が子どもを虐待するわけではない。ある親はわが子に対して「親らしい」行動がとれるのに、他の親はわが子を拒み、虐待するのである。

子ザルの実験によると、「親らしい」行動は生れてからのち、その親にいつくしまれ、愛され受け入れられる経験により刻印される。その期間は子ザルで生後3ヶ月あるいは6ヶ月といわれる。人間では生後3年の間に母親との接触関係を作り上げる機会が欠如した場合。また、生後1年以内に始まり、3年以上持続して母子関係が損なわれると回復困難な障害を子どもに残すといわれている。

親に保護されなかった子ザルが成長してからわが子の子育てがうまくできず、わが子を拒むように、乳幼児期に親から拒まれ、いじめられた子どもは、成人してから親らしい行動をとることが難しくなる。彼等は幼児期に基本的信頼関係を確立することができなかつたので、成長してもいつも自信がなく、慢性の愛情飢餓の状態にある。そして、現在の自分と子どもとの関係に、自分が幼い時に体験した親との関係を反復する傾向がある。子どもを虐待する親の半数以上がその親に虐待・拒否されていたという。このように虐待は鎖の輪のように世代を越えて繰り返されていくという悪循環である。どこでこの悪循環の輪を断つかが問題である。

次に加害者でないもう一方の親の責任も、問われなければならない。児童虐待は直接、間接に両親の共同責任であるということをも認めるべきであろう。対策としては、「家族ぐるみ」の治療を行い、虐待していない方の親も問題解決に参加させ、夫婦の結びつきや、両親の「親」としての責任を自覚させるような社会教育の場の設定はできないものであろうか。

## おわりに

この原稿を書いている最中の10月29日の新聞に、「えい児9遺体発見」という見出しで、秋田県のある町で、自宅と敷地内の林などから、えい児9人の遺体が発見された、という記事がでた。40歳の母親が次々と生んでは殺して、捨てていたものである。その夫婦には中学生くらいの2、3人の子どもがあり、生活苦からそうしたものであろうと察しはつく。産後の出血多量で入院したため発覚したものであるが、その数の多さに背筋の寒くなるのを感じた。また、同じ日に37歳と20歳の両親が生後数ヶ月の赤ん坊を連れてパチンコをしている間に、車の中の1歳9ヶ月の双子児が焼死したというニュースもあってきた。まだものもうまく言えないくらいの幼い子を2時間も車の中に閉じ込めて、遊んでいたというあきれた親の話であった。

どちらも、無責任な親の犠牲になった子どもの声が聞こえてくる。また日本では諸外国にはない「母子心中」がある。これも児童虐待の内に入れる考えかたもあるが、筆者はそうは思わない。子どもを独立した一つの人格と見ない「人権無視」という点からは母子心中も身体的虐待も同じカテゴリーに入るかもしれない。しかし、わが国の母子心中は母親が子どもを自己の部分、分身、延長と考えて、抑うつ状態で自らを抹殺するとき、自分の子どもを道づれにするのである。そこには子どもと自己とに分かち難いきずながある。これに対し、児童虐待は子供は自己に属さない異物であり、他者であり、邪魔物である。「煮て食おうが、焼いて食おうが勝手だ」というときは、子どもは従属物であり、品物であり、玩具である。被害者である子どもは親にとって加害者的存在であり、切り捨て、排除しなくてはならないのである。このように精神病理からいうと児童虐待の中に母子心中を入れるわけにはいかない。

児童虐待について忘れてならないものに、性的虐待の被害者の問題がある。わが国には性的暴行の親を罰する法律がないのである。「近親

相姦」ということで昔から道徳的に禁止されているだけで、それを罰する法律がないということである。性的虐待の被害者に与える傷の大きさは、計り知れないものがある。異常な親を訴えることもできず、家出をすれば非行少女といわれ、理解されることもなく転落していく数も多い。

児童虐待の問題は今後多くの課題を持っており、社会問題としてもっと広く理解されるように問い続けていきたいと考えるている。

(この報告をまとめるにあたり、名古屋市児童相談所 診断指導係 森 正彦氏に資料の収集について協力していただきました。)

#### 引用・参考文献

- 池田由子 児童虐待 1984 中公新書  
柏女霊峰 児童虐待(上)その実態と対応  
1989 7月19日 厚生福祉  
柏女霊峰 児童虐待(下)その実態と対応  
1989 7月22日 厚生福祉  
黒川 慧 英米の能力障害と児童虐待  
1990 10月号 青少年問題  
大阪府児童相談所 紀要 1989  
大阪市中央児童相談所  
紀要 1989  
全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例の調査及び  
子どもの人権養護のための児童相  
談所の役割について」1989 全児  
相 通巻47号  
児童虐待調査研究会「児童虐待一昭和58年度・全国児  
童相談所における家庭内児童虐待  
調査を中心として一」1985 児童  
問題調査研究会  
厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査結果の概要」  
1979,1984,1989